

# 家庭ゴミ集団回収用収納ボックス等購入にかかる補助金交付要領

駒木自治会

## (目的)

第1条 この要領は、地域内の衛生環境を確保し、美観を保ちつつゴミの分別徹底と減量化を図るために行う家庭ゴミ集団回収用収納ボックス等の購入に対し補助するものである。

## (補助対象)

第2条 補助対象は、次に掲げる各班のゴミ集積所で使用するゴミ収納ボックス等(以下「収納ボックス等」という)とする。

- (1) 家庭ゴミ集団回収用収納ボックス
- (2) ゴミ集積所用ネット、ブルーシート
- (3) その他本要領の目的を達成するための用品等

## (予算)

第3条 収納ボックス等の購入に対する年間補助金の総額は20万円とする。

但し、自治会の予算の範囲においてこれを変更することができるものとする。

## (補助金額)

第4条 補助金の額は、収納ボックス等の購入金額の2分の1以内とし、その上限を2万円とする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請にあたっては、別に定める期間内に別紙1により利用代表者が申請するものとする。

(交付決定)

第6条 補助金の交付決定にあたっては、内容を審査し、別紙2により交付決定する。なお、前条申請期間内に申請のあった合計金額が第3条の予算を超える場合には、抽選により交付する申請案件を決定するものとする。

(実績報告・請求)

第7条 前条の交付決定に基づき、収納ボックス等を購入した者は別紙3による実績報告・請求を提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 前条の実績報告の提出により、別紙4により補助金の交付を確定する。

(付則)

この要領は、令和3年6月13日から施行する。